



令和5年4月1日

ティー・エム・エス株式会社

群馬県高崎市中居町 4-2-21

トミケンビル 1F

## 次世代育成支援対策推進法に基づく

### 一般事業主行動計画について

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作る事により、すべての社員が能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

- ① 計画期間 : 令和5年4月1日 ~ 令和9年3月31日
- ② 策定内容 :

目標1) 労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入

《対策》 育児と仕事の両立を図るため、子どもの看護で短時間でも中抜けしなければならぬ等でも、時間単位で休暇の取得ができるよう周知及び実施

目標2) 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施

《対策》 所定外労働が無くとも、通勤で時間が取られないよう、本人の希望を尊重し、職務や勤務地配属を行う

目標3) 所定外労働時間削減への取り組み

《対策》 時間外や休日労働が多い者には、なるべく振替休みを設け、仕事と家庭とのワーク・ライフ・バランスを確立させる

上記、2023年4月～制度の内容をイントラネット等にて掲載・周知し、浸透を図る